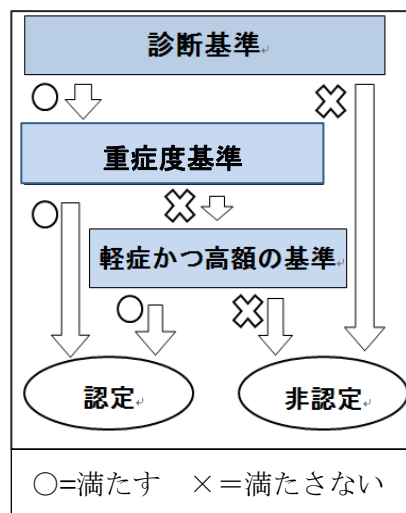


軽症かつ高額の特認基準について

難病医療費助成の特認は、定められた(1) **診断基準** (医療費助成の対象疾病にかかっているか) と (2) **重症度基準** (症状の程度が一定以上か) の二つを満たしているかどうかを審査することにより行われます。原則として、審査の結果、上記二つの基準の両方を満たした場合に特認されます。

しかしながら、診断基準は満たすものの、適切な服薬等の治療によって症状が抑えられたり改善したりした結果、重症度基準を満たさない(軽症)という場合も考えられます。

このような場合においても、対象期間内において一定額以上の医療費がかかっている方について、医療費助成の対象として特認し、患者さんの負担軽減を図るものが「軽症かつ高額」の制度です。



1 照会対象の方及び特認基準

【照会対象の方】

医療費助成の対象疾病にかかっている(診断基準を満たす)が、症状の程度が一定以下(重症度基準を満たさない)の方。

【特認基準】

照会対象の方のうち、下記の基準を満たした方は申請が特認されます。

医療費助成の申請をした日の属する月以前の12か月以内(申請月を含む。なお、発症日が申請日から過去1年未満の場合は、発症日から)※1において、申請した難病にかかった医療費又は難病医療費助成対象の介護サービス利用料の総額※2が、33,330円を超える月が3か月以上ある。

※1 提出いただいた臨床調査個人票に、発症日が記載されていない場合や「不明」となっている場合には、申請日の属する月以前の12か月の期間で医療費内訳の照会をしています。

※2 患者さんが実際に医療機関の窓口で支払った額ではなく、加入する健康保険が負担する分を含めた額(10割分)です。

2 医療費総額

医療費総額は、加入する医療保険が負担する金額も含まれます。患者さんが窓口で支払う自己負担額に換算すると、1か月当たりおおむね次の金額になります。

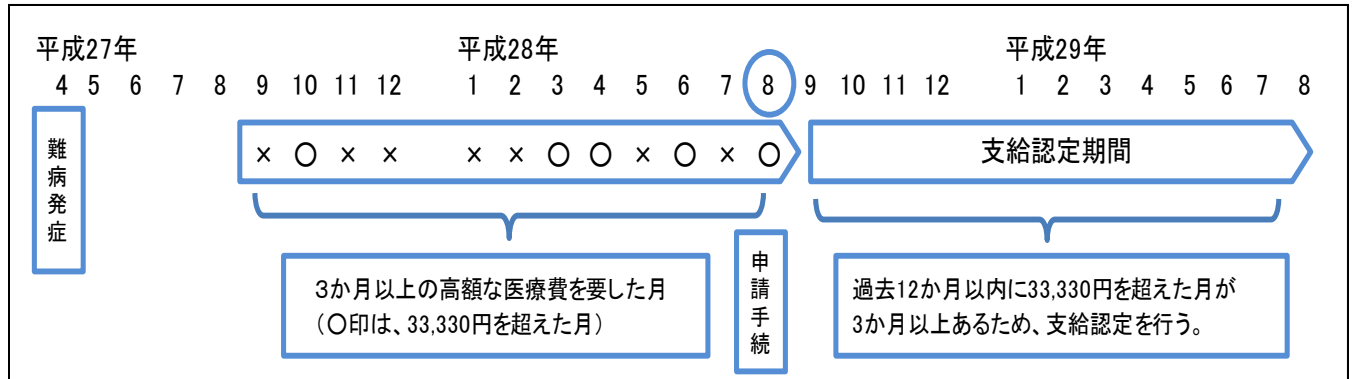
医療機関等での支払における自己負担割合	月当たり自己負担額(目安)
3割	10,000円
2割	6,670円
1割	3,330円

裏面も御覧ください

3 医療費の算定対象期間

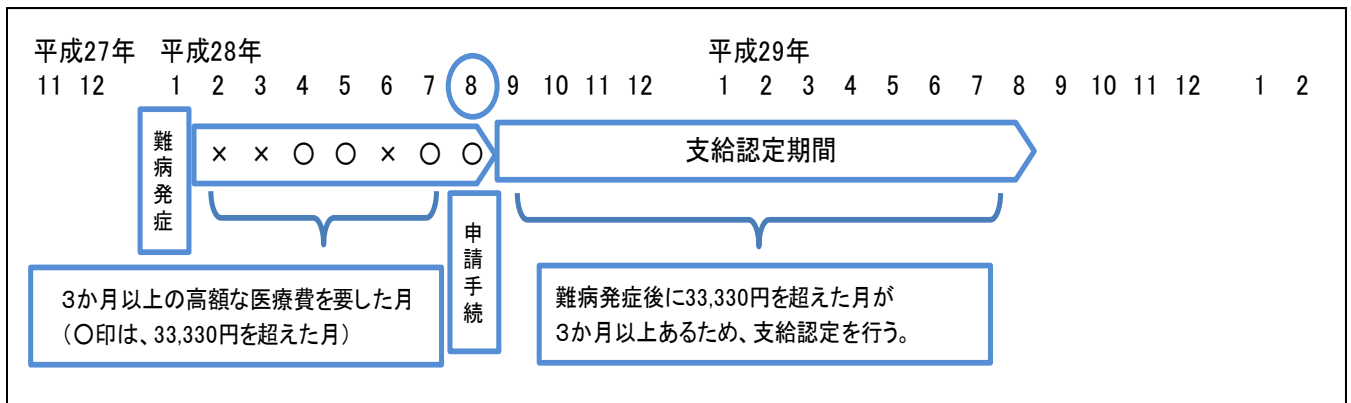
① 発症から1年以上経過している方→申請した日の属する月から12か月前の期間

例：平成28年8月が申請月 → 平成27年9月から平成28年8月までの医療費で算定



② 発症から1年未満の方→難病を発症したと認められた月から申請日の属する月までの期間

例：平成28年1月に発症し、同年8月に申請 → 平成28年1月から平成28年8月までの医療費で算定



4 認定されない例

